

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
5月27日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三
 - 小郡インター流通団地土地地区画整理組合の定款の変更認可 (都市計画課) 六
 - 道路の位置の指定 (建築指導課) 六
 - 公告
 - 契約の締結 (防災危機管理課) 六
 - 建設業の営業の停止命令 (監理課) 七
 - 公安委告示
 - 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正 七
 - 監査告示
 - 外部監査人の補助者の氏名等 七

山口県告示第四百四十六号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年五月二十七日から同年六月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧

に供する。

令和四年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋鋼鈹株式会社
住 所 東京都品川区東五反田二丁目一八番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋鋼鈹株式会社下松事業所
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構		造		使用の方法		
	能 (t/月)力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
六六	一、三七六	令和四、 七、一	令和五、 一〇、三〇	令和五、 一一、一	連 続	二四時間	変動なし
〃	二二〇	〃	令和五、 九、三〇	令和五、 一〇、一	〃	〃	〃

備考 「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の電気めつき施設をいう。

種 類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理後	処理前	通	最大	
中和・凝集沈殿処理施設	七・五	六	九	二・三	〃
	〃	〃	〃	〃	
還元処理施設	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間使用時間 隔間	の一日当たり の使用時間	概 季節的変動の 要	年 工事着手予定 月 日	年 工事完成予定 月 日	年 使用開始予定 月 日

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通	最大	
〃	〃	〃	〃
六六	五・五	二・五	
〃	八	九	〃
〃	〃	〃	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値			排水の一日当たりの量 (m ³)		
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)		窒素 (mg/l)	りん (mg/l)
〃	〃	七・五	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	一、〇〇〇	一、五〇〇
〃	八・七	九・五	〃	一	二	二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	二	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	二	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	五	三〇	五	〃	〃
〃	〃	〃	〃	検出せず	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	検出せず	一三・七	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	検出せず	一八・四	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	検出せず	一・六	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	検出せず	三・四	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第百四十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年五月二十七日から同年六月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東洋鋼鉄株式会社

住所 東京都品川区東五反田二丁目一八番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 東洋鋼鉄株式会社下松事業所

所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する圧延施設、同法第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同法第六十六号の電気めっき施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目		汚		水		等		の		汚		染		状		態		の		値		汚	
			水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)		窒素 (mg/l)		リン (mg/l)		汚水等の一日当たりの量(m ³)											
			通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大						
六二一八	変更後	変更前	〃	七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	変更後	変更前	〃	七・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六五	変更後	変更前	〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	変更後	変更前	〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六六	変更後	変更前	〃	五・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	変更後	変更前	〃	五・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	変更後	変更前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	変更後	変更前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	変更後	変更前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	変更後	変更前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	変更後	変更前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	変更後	変更前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	変更後	変更前	〃	八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	変更後	変更前	〃	八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「六一八」、「六五」及び「六六」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する圧延施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第六十六号の電気めつき施設をいう。

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目								汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値								汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)											
	処 理 後				処 理 前				処 理 後				処 理 前					通 常 最 大										
	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	通 常 最 大													
還元処理施設																												
中和・凝集沈殿処 理施設																												
薬注・加圧浮上処 理施設																												

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 水 口		項目	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値				排水の一日当たりの量(m^3)					
	変 更 後	変 更 前		通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大						
	水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)	鉍 油 類 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	燐 素 (mg/l)						
	七・五	九〇・五	二二	一八	一〇	三〇	五	一三・七	一八・四	一・六	三・四	五七、四四九	六八、二六七
	七・五	九〇・五	二二	一八	一〇	三〇	五	一三・七	一八・四	一・六	三・四	五六、七五四	六七、五二七

No. 3 排水口		No. 2 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	八〇七
〃	〃	〃	一
〃	〃	〃	二
〃	〃	〃	二
〃	〃	〃	五
〃	〃	〃	検出せず
〃	〃	〃	検出せず
〃	〃	〃	検出せず
〃	〃	〃	検出せず
〃	〃	〃	検出せず
〃	一、〇〇〇	〃	〇
〃	一、五〇〇	〃	一、〇〇〇

六

山口県告示第百四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、小郡インター流通団地土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 土地区画整理組合の名称
小郡インター流通団地土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
山口市小郡下郷一二二五番地の二
- 三 設立認可の年月日
平成八年九月十日
- 四 変更の内容
事務所の所在地を山口市小郡明治一丁目一六番二四号とする。
- 五 変更認可の年月日
令和四年五月二十七日

山口県告示第百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字末武上字菊市六五五の一〇、六五五の二一、六五五の二三、六五八の二七、六六一の四、六六一の五、六六二の三、六六三の二、六六六の五、六六八の八、六六七の五、六六八の五、六六八の六、六六八の二及び六七五の二及び六七五の一 地先	四・〇 六・〇	一一三・八	令和四、五、九



(九〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部防災危機管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
山口県総合防災情報ネットワークシステム（防災情報再整備）業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年四月十二日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
日本無線株式会社 東京都三鷹市牟礼六丁目二番一一号
- 六 落札金額

一億九千八百万円

七 入札公告日

令和四年三月一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(九) 建設業の営業の停止命令

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、建設業の営業の停止を命じました。

令和四年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 処分をした年月日

令和四年五月十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社仙崎市川組

主たる営業所の所在地 長門市仙崎三六五番地一

代表者の氏名 市川 聡

許可番号 山口県知事許可（特―二九）第九二三三三号

三 処分の内容

(一) 停止を命じた営業の範囲

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業の営業であつて、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号に規定する公営法人又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者であるもの

(二) 営業の停止の期間

令和四年五月二十日から令和五年五月十九日まで
四 処分の原因となつた事実

前代表取締役が、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条の罪により、令和四年三月十七日に広島簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受け、その刑が確定し、このことが法第二十八条第一項第三号に該当する。



山口県公安委員会告示第二十号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、令和四年五月三十日から施行する。

令和四年五月二十七日

山口県公安委員会

表山口県長門警察署の部三隅警察官駐在所の項位置の欄中「三隅下」を「三隅中」に改める。



山口県監査委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

令和四年五月二十七日

山口県監査委員

氏名	住 所	期 間
品川 充洋	岩国市今津町六丁目九番一〇―二号	令和四年五月二十七日から令和五年三月三十一日まで
村田 治子	山陽小野田市大字東高泊四一二の一	〃

令和四年五月二十七日印刷
令和四年五月二十七日発行

発行人所

山口県知事

花井 宏行	岩国市麻里布町一丁目八番九五十一	〇〇一
天羽 亮介	元町一丁目六番一〇一六〇五	〇〇一
上條 玲	山口市惣太夫町一番一五一一二〇一	〇〇一
蘭 顕紹	長門市油谷伊上六五	〇〇一
渡辺 真弓	周南市清光台町二七番二四号	〇〇一
崎西 明子	下関市秋根西町一丁目八番一二一一	〇〇一
	〇〇一秋根アーベインフラット	〇〇一